

所得税の還付申告相談会開催!

平成17年分の所得税還付申告相談会を開催します。
ご自分で申告書の作成を行い、その場で提出できます。
必要な書類を持参のうえ、該当する相談会に、ぜひご参加ください。

対象となる方

次の方で還付申告となる方

- ①年金受給者の方
- ②サラリーマンで医療費控除の適用を受ける方
- ③サラリーマンで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- ④サラリーマンで年末調整が済んでいない方

※土地等の譲渡所得のある方は、越谷税務署の受け付けになります。

相談の際、持参ください!

- ◇公的年金等を申告する場合
平成17年分の公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ◇社会保険料(国民健康保険料など)の支払金額が分かる書類(領収書など)
- ◇生命保険および損害保険に加入している方は、生命保険料控除証明書および損害保険料控除証明書
- ◇申告者本人名義の預貯金の金融機関名・口座番号(還付金がある場合)振り込みが必要の分かるもの
- ◇印鑑・筆記用具・計算機
- ◇医療費控除の場合
平成17年分給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◇平成17年中に支払った医療費の領収書(事前に病院別に集計を出しておいてください)
- ◇支払った医療費について、健康保険組合などから給付を受けた配偶者出産育児一時金や保険金など

どで補てんされた金額が分かる書類

▼申告者本人名義の預貯金の金融機関名・口座番号(還付金の振り込みが必要)の分かるもの

▼印鑑・筆記用具・計算機

▼住宅借入金等特別控除の場合
平成17年分給与所得の源泉徴収票(原本)

▼住民票の写し

▼家屋の登記簿謄本または抄本
請負契約書や売買契約書など、家屋の取得の分かる書類の写し

▼住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書

▼申告者本人名義の預貯金の金融機関名・口座番号(還付金の振込みに必要)の分かるもの

▼印鑑・筆記用具・計算機

▼増改築などの場合、右記のほかに建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書が必要

※敷地等にかかる借入金について適用を受ける場合は、右記のほか敷地等の登記簿謄本または抄本、その敷地等の分譲にかかる売買契約書等の書類の写しが必要です。

※家屋の取得等にかかる借入金(年末残高がある場合)に限ります

※中古住宅を購入された方については、控除を受けられない場合がありますので、詳しくは越谷税務署にお尋ねください。

◇年末調整が済んでいない場合
平成17年分給与所得の源泉徴収票

(原本)

▼社会保険料(国民健康保険料など)の支払金額が分かる書類(領収書など)

▼国民年金等の控除証明書

▼生命保険および損害保険に加入している方は、生命保険料控除証明書および損害保険料控除証明書

▼申告者本人名義の預貯金の金融機関名・口座番号(還付金がある場合、振り込みが必要)の分かるもの

▼印鑑・筆記用具・計算機

所得税還付申告相談会日程表

主催 越谷税務署・税理士会

開催日	受付時間	相談内容
2月7日(火)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	公的年金等の受給者(公的年金等以外の受給者ではありません)
2月8日(水)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	公的年金等の受給者(公的年金等以外の受給者ではありません)
2月9日(木)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	住宅借入金等特別控除 医療費控除の還付申告 年末調整が済んでいない方
2月10日(金)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	住宅借入金等特別控除 医療費控除の還付申告 年末調整が済んでいない方

※越谷市中央市民会館税務特設会場にて2月1日(水)から相談受付を開始します。

2月1日(水)～3月15日(水)
午前9時～11時、午後1時～3時

30分
(土・日・祝日を除く)

◆2月1日(水)から2月15日(水)までは還付申告の方が対象です。

なお、譲渡申告や贈与税の申告の方は、越谷税務署会場で相談を受け付けます。

※越谷税務署会場では、平日(月～金曜日)以外でも、平成18年2月19日および2月26日の日曜日に限り、越谷税務署で確定申告の相談受付を行います。確定申告の相談が必要な方はお越しください。

税理士事務所における

無料税務相談会

関東信越税理士会越谷支部に属する税理士事務所において、少額な申告の相談および申告書の作成を無料で行いますので、最寄りの税理士事務所または税理士会事務局に電話連絡のうえ、お出掛けください。

2月1日(水)～2月15日(水) 午前10時～正午・午後1時～4時(土・日・祝日を除く)

※事前に電話連絡をしてください。

税理士事務所

①年金を受けている方

②給与所得者で医療費控除を受けらる方

③年の途中で退職した方

無料※相談内容によっては有料になる場合もあります。

〒962-6131

〒962-6131

確定申告に関する各種情報のホームページを開設しています。

国稅庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

http://www.kantoshinetsuuta.go.jp

市・県民税の申告は、広報やしお2月10日号でお知らせします。

平成18年度(平成17年分) 市民税・県民税の税制が一部変わります!

平成17年度税制改正に伴い、個人の市民税・県民税が一部変わります。改正点の中から最も皆さんに関わりの深いものを取り上げました。

定率減税が見直されました

平成11年度から実施されていましたが、「定率による税額控除」(定率減税)により、市民税・県民税所得割額の15パーセント(限度額4万円)が減税されていましたが、平成18年度からは7.5パーセント(限度額2万円)に半減されます。

妻に対する均等割額が全額になります

納税義務を負う夫と生計を一にする一定の所得がある妻で、夫と同じ市内に住所を有する方に対する均等割額が、平成17年度は2,000円(市民税1,500円・県民税500円)でしたが、平成18年度からは4,000円(市民税3,000円・県民税1,000円)となります。

65歳以上で、前年の合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が、段階的に廃止されます

平成17年1月1日現在、年齢65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた方)の方で、合計所得が125万円以下の方は、平成18年度は市・県民税の均等割額と所得割額の3分の2が、平成19年度は3分の1が減額されます。なお、平成20年度からは減額はありせん。

課税年度	昭和15年1月2日以前に生まれた方
平成18年度	市・県民税額の3分の2を減額
平成19年度	市・県民税額の3分の1を減額
平成20年度以降	減額はありせん

※年齢65歳以上の方でも、寡婦(寡夫)・障害者に該当される方は、合計所得金額が125万円以下であれば今までどおり非課税となります。

老年者控除が廃止されます。

年齢65歳以上の方で、合計所得が1千万円以下の方に適用されていた老年者控除は廃止されます。

公的年金等控除の見直し

年齢65歳以上の方の国民年金や厚生年金などの公的年金収入から所得を算出する際の計算式が変わります。

平成17年度(平成16年分) <改正前>

公的年金等の収入金額(A)	所得金額
260万円未満	(A)-140万円
260万円以上460万円未満	(A)×75%-75万円
460万円以上820万円未満	(A)×85%-121万円
820万円以上	(A)×95%-203万円

平成18年度(平成17年分) <改正後>

公的年金等の収入金額(A)	所得金額
330万円未満	(A)-120万円
330万円以上410万円未満	(A)×75%-37万5千円
410万円以上770万円未満	(A)×85%-78万5千円
770万円以上	(A)×95%-155万5千円

※年齢65歳未満の方(昭和16年1月2日以後に生まれた方)や、遺族年金・障害者年金を受給している方には影響はありません。